

「原子力災害対策」情報 No. 4

特集：私・たちの 「パブリックコミットメント」その1

略称〈越境〉ネット・富山
代表 埴野謙二
〒936-0856
富山市牛島新町6-1-905
Tel. 076-441-7843
Fax. 076-444-6093

一方で、原子力安全委員会の防災指針の中間的な見直しが（たくさん積み残しがあるままに）完了し、これからは本格的な改定の段階へと進む。他方で、富山県は氷見市と共に、北陸電力に「安全協定」の締結を申し入れた。これらの動きに、私・たちは、どのように対応するのか。——今回は、富山の未来の歴史形成へ向けて、私・たちの「パブリックコミットメント」の第1弾を特集する。

フォーカス：私・たちの「パブリックコミットメント」・その1 「富山県」・「北陸電力」への質問書+その註

2012年3月21日

富山県知事への質問書

私・たちの質問は、私・たちにとっては、「パブリックコメント」ならぬ、私・たちの「パブリックコミットメント」の第1弾です。——ややオーバーに言えば、私・たちは、富山の未来の歴史形成への積極的な踏み込みという意味で、「コミットメント」ということばを使っています。

1. 「3・11」という未曾有の出来事を経て、私・たちは、自らの生きる地域の原子力災害対策、原子力規制行政がどうあるべきかを、私・たち自身及び私・たちの子どもたちの未来の問題として、真剣に考えていこうとしています。その意味で、貴県の「地域防災計画」（原子力災害対策編）がどのように見直され、改定されていくかに、重大な関心を抱いています。

貴県は、同「計画」を、どのような進め方とスケジュールで見直し、改定していこうとしているのかを、示してください。また、中央政府の事情以外に、進め方及びスケジュールのあり方を左右するファクターがあるとすれば、それもあわせて示してください。 — 註1

2. 「3・11」という、とても大きく、とても不幸な経験を踏まえて、この間中央政府の「原子力安全委員会」では、これまでの「防災指針」の（言ってみれば「防災パラダイムの転換」とでも言うべき）「抜本的見直し」が進められていると、聞いています。

- a. 貴県として、今回、私・たちの生きる地域の「防災計画」の見直し、改定を進めていく上で、その「抜本的見直し」の「抜本性」のポイントとは何であると認識しているのかを示してください。 — 註2

b. 進められている「防災指針」の見直しの抜本性の要素として、「EAL」・「OIL」という「緊急時防護対策」の「意思決定」手順にかかわる考え方の導入が図られるとのことですが、貴県の「地域防災計画」（原子力災害対策編）への、その組み込み方、また、そのための準備の進め方を示してください。

— 註3

c. これまでも原子力事業者の「原子力事業者防災業務計画」は、その改定にあたっては、関連自治体との「協議」が必要とされてきましたが、このたびの「防災指針」の見直しにおいては、より一層「協議」が不可欠だとも思われます。貴県としては、どのように考えていますか。

— 註4

3. 貴県は氷見市とともに、北陸電力と、いわゆる「安全協定」の「締結」をはかろうとしています。

a. 上でふれたこのたびの「防災指針」の抜本の見直しのポイントを、その「安全協定」にどのように反映させるべきであると考えているのかを、示してください。

— 註5

b. これまでの「防災指針」の抜本的な見直しの一要素としての「EAL」・「OIL」という考え方を、「安全協定」にどのように反映させるべきであると考えているのかを、示してください。

— 註6

c. 上の「b.」でふれた事項以外に、貴県としては、「安全協定」に盛り込むべき事項として何があるのかを、示してください。

— 註7

4. この列島の「原子力発電」が全て稼働停止となる事態から脱け出すことへ向けて、再稼働をめぐる動きが急を告げていることが、マスコミ報道などで報じられています。

a. 貴県は、すでに繰り返しふれた「防災指針」の見直し、改定との関連で、「再稼働」にかかわって不可欠とされる「地元同意」という場合の、原子力発電所周辺自治体の「地元」性のスペクトラム、あるいは、「関連」度のカテゴリーを、どのように認識しているのかを、示してください。

— 註8

b. 貴県の「地域防災計画」（原子力災害対策編）の改定がなされない段階での「再稼働」について、貴県はどのように考えているのかを、示してください。

— 註9

註1 中央政府は、「原子力災害対策」の見直しを、「防災基本計画」及び「防災指針」の改定以前と改定以後、その後の「EAL と OIL による新たな防護対策手順の周知」（説明会の実施）以後という3つの段階で設定しているが、それぞれの段階での県の進め方、中央政府との照合の仕方をどう考えているのか。

また、県独自のスケジュールとして、例えば県内市町村自治体から「ヒアリング」のような「公聴会」開催を検討していないのか。開催するのであれば、県のスケジュールが変わる可能性があるのではないのか。

註2 あらためて問いたい。「3・11」福島原発大事故とは、何であったと捉えているのか。その上で、このたびの「見直し」の抜本性が、それにふさわしいものたり得ていると考えているのか。

註3 ①この「考え方」は、これまでの「意思決定」手順と、そもそもどのように違うと考えているのか。②緊急時防護措置を準備する区域で、「OIL」の判断基準に基づく避難の意志決定を自治体が行うことについてどう考えているのか。③「EAL」の基準値に達しているかどうかを富山県も監視できるなど、情報収集の仕方及び伝達の仕方を抜本的に変える必要があると考えるが、その点はどのように考えているのか。④それらをどう「防災計画」に組み込むつもりか。⑤中央政府の進め方との照合をどう考えているのか。

註4 富山県としては、志賀原発の「原子力事業者防災業務計画」について、北電との「協議」が必要であると考えているのか。必要だとすれば、「協議」のポイントは何か。

註5 あらためて問いたい——県の「地域防災計画」（原子力災害対策編）に「安全協定」をどう位置づけ

るべきだと考えているのか。

註6 「EAL」・「OIL」という考え方と「安全協定」との関わりを、どのように考えているのか。また、富山県と氷見市が2月22日に行った「安全協定」を含む7項目の要望のうち、「②監視体制強化③情報伝達の徹底と住民説明」という項目と、「EAL」・「OIL」という考え方との関わりをどのように考えているのか。

そのこととは別に、ここで7項目のうちの「①安全対策の徹底」についても尋ねておきたい。ここで言われる「安全対策」とは、どのようなことだと考えているのか。また、中央政府が見直すはずの「安全基準」との関連を、どう考えているのか。

註7 具体的には「事前同意」「立入検査」「措置要求」といったことは、盛り込まれないのか。その他、盛り込むべき項目は何であると考えているのか。

註8 富山県や氷見市は、「地元」になるのか。「関連自治体」/「周辺自治体」/「隣接自治体」/「立地自治体」など、いろいろな捉え方があるが、それらをどう区別すべきだと考えているのか。

註9 改定前の「事故」をどのように想定しているのか。中央政府の「原子力災害対策特別措置法」(＝「原災法」)もまだ改定される前の段階と、中央政府の「原災法」は改定されたのに、県の「地域防災計画」が改定されない前である段階とに分けられるが、それぞれの場合をどのように想定しているのか。

北陸電力への質問書

2012年3月21日

私・たちの質問は、私・たちにとっては、「パブリックコメント」ならぬ、私・たちの「パブリックコミットメント」の第1弾です。——ややオーバーに言えば、私・たちは、富山の未来の歴史形成への積極的な踏み込みという意味で、「コミットメント」ということばを使っています。

1. 「3・11」というとても大きく、とても不幸な経験を踏まえて、この間、中央政府の「原子力安全委員会」では、これまでの「防災指針」の（言ってみれば「防災パラダイムの転換」とでも言うべき）「抜本の見直し」が進められていると、聞いています。

a. 私・たちの生きる地域をその一部とするエリアを対象に原子力事業を進めている貴社として、その「抜本の見直し」の「抜本性」のポイントとは何であると認識しているのかを、示してください。

b. 進められている「防災指針」の見直しの抜本性の要素として、「EAL」・「OIL」という「緊急時防護対策」の「意思決定」手順にかかわる新たな考え方の導入が図られるとのことですが、貴社の原子力事業者としての「原子力事業者防災業務計画」への、その組み込み方、また、そのための準備の進め方を、示してください。 — **註1**

c. これまでも原子力事業者の「原子力事業者防災業務計画」は、その改定にあたっては、関連自治体との「協議」が必要とされてきました。このたびの「防災指針」の見直しにおいては、より一層、「協議」が不可欠であると思われませんが、貴社としては、どのように考えていますか。 — **註2**

2. 貴社は、富山県及び氷見市との間で、いわゆる「安全協定」の「締結」をはかろうとしています。

a. 上でふれたこのたびの「防災指針」の抜本の見直しのポイントを、その「安全協定」にどのように反映させるべきであると考えているのかを、示してください。

b. これまでの「防災指針」の抜本的な見直しを図る上での一要素としての「EAL」・「OIL」という考え方を、「安全協定」にどのように反映させるべきであると考えているのかを、示してください。

— 註3

c. 上の「b.」でふれた事項以外に、貴社として、「安全協定」に盛り込むべき事項は、どのようなものがあるのかを、示してください。

— 註4

3. この列島の「原子力発電」が全て稼働停止となる事態から脱け出すことへ向けて、再稼働をめぐる動きが急を告げていることが、マスコミ報道などで報じられています。

a. 貴社は、すでに繰り返しふれた「防災指針」の見直し、改定との関連で、「再稼働」にかかわって不可欠とされる「地元同意」という場合の、原子力発電所周辺自治体の「地元」性のスペクトラムあるいは、「関連」度のカテゴリーを、どのように認識しているのかを、示してください。

— 註5

b. 貴社の「原子力事業者防災業務計画」の改定がなされない段階での「再稼働」について、貴社はどのように考えているのかを、示してください。

— 註6

c. 原子力安全委員会において「安全基準」の改定がなされていない、現段階での「再稼働」について、貴社はどのように考えているのかを、示してください。

— 註7

註1 「原子力事業者防災業務計画」が、これまでのものとどう違うものになるのか。「EAL」の具体的な基準（設定項目及び項目毎の基準値）は、同「計画」のどこに、どういう形で組み込まれるのか。またそれは、4月に予定されている中央政府の「原子力災害対策特別措置法」の改定前、改訂後、その後の「EAL」区分についての政令・省令による改定後、と段階を区分したとして、それぞれの段階で中央政府から示されるものとどのように照合させるのか。

註2 4月の「原災法」の改正により、「原子力事業者防災業務計画の記載事項の変更」（省令）が公布される。その前後で「協議」すべき内容が変わるはずである。どのように変わると考えているのか。また、「協議」すべき「関連自治体」のカテゴリーも変えざるを得ないのではないのか。そこに氷見市や富山県も入るのか。それとも、これまでどおり原子力発電所が所在している自治体及び県のみとするのか。

註3 「原子力事業者防災業務計画」に「EAL」・「OIL」という考え方をどのように組み込むべきかが確定していない段階で、どのように「安全協定」を結ぶのか。

富山県及び氷見市が2月22日に行った7項目の要望のうち、「②監視体制強化③情報伝達の徹底と住民説明」という項目と、「EAL」・「OIL」という考え方とは、どのように関係すると考えているのか。

註4 具体的には「事前同意」「立入検査」「措置要求」等を盛り込むことは、考えていないのか。

註5 富山県や氷見市は、「地元」なのか。「関連自治体」/「周辺自治体」/「隣接自治体」/「立地自治体」など、いろいろな捉え方があるが、それらをどう区別すべきであると考えているのか。

註6 改定前の「事故」をどのように想定しているのか。貴社の「原子力事業者防災業務計画」の改定がなされない段階のうち、中央政府の「原災法」もまだ改定される以前である段階と、中央政府の「原災法」は改定されたのに、貴社の「計画」が改定されない前である段階とに分けられるが、それぞれの場合を、どのように想定しているのか。

註7 富山県と氷見市が2月22日に行った7項目の要望のうち「①安全対策の徹底」をどのようなことだと受け止めているのか。また、中央政府の「安全基準」が改定されていない段階で、「①安全対策の徹底」について考えられるのか。

前のめりな再稼働への策動に対する

「地域自治体」からの反撃に注目しよう

—「安全基準」の見直しの「筋道」を踏み外すな—

関西電力大飯原発3、4号機の再稼働をめぐる動きがいよいよ急になっている。

各電力会社は「電力需給計画」において、「需要」に対する「供給力」を「異例」の「未定」として、「電力供給安定確保」のために、早期の再稼働の必要性を訴えている。そのことに押されるように、経産省・保安院は、再稼働にかかわって、「原発設置自治体」以外の「隣接県知事」にも現状を説明している。しかし、再稼働をめぐる、国の安全審査の責任を負う班目原子力安全委員長は、「現行の安全指針には重大な瑕疵があり、ストレステストの一次評価だけでは再稼働の是非は、判断できない」と明言（2月15日）、加えて「再稼働は政治判断だ」とも表明している。（3月14日）

この班目委員長の発言を受けとめれば、各原子力発電所の再稼働を判断する安全審査のやり直しまでの「筋道」は以下の通りとなるはずだ。

1. 福島第一原発事故の徹底した原因究明と事故の全体像を把握すること。
2. これまでの「安全審査の基準」を見直し、新たな「安全基準」を確定すること。
3. 新たな「安全基準」を具体化する「安全審査指針類」（立地指針、設計審査指針、津波・地震関連指針、防災指針など）を策定すること。
4. 改定された「安全審査指針類」に基づいて、「原子力規制庁」が「安全審査」を行うこと。

嘉田滋賀県知事は、これらの「筋道」を指摘し、前のめりに再稼働を図る中央政府のあり方に、強い懸念を表明した。また、山田京都府知事も、経産省・保安院の説明では「かえって不安が増した」と再稼働に反対を表明している。

このように、はじめから「筋道」無視で再稼働ありきの中央政府の姿勢は、「3・11」事故をきちんと踏まえて「地域防災計画」の見直し作業を積み上げてきた各「地域自治体」からの当然とも言える「疑問の提起」によって、大きく揺らぎだしている。

私・たちは、再稼働強行のもくろみを打破する「地域自治体」からの動きがさらに強まっていくことを確信し、今後も推移を見守っていきたい。



防災計画 揺るがす?

関心強める地元自治体

保安院が北電に検討を指示した活断層運動地震の三パターンは、石川県はじめ地元自治体にとって、防災計画の中で想定していない地震だ。能登半島地震を経験し、防災意識の高い石川県輪島市などは強い関心を寄せる。

ただ保安院は自治体 登半島地震後、「巨額の防災対策ではなく、地震の可能性にはかなり万々に備えなければならぬ」という強い関心を持ってきらない原発向けに検討した（総務課）といを指示した段階にすぎない、新たな運動パターンがないため、関係自治体の提案に興味を抱は当面、保安院と北電。江戸時代末期にはの議論の行く末を注視。八の津波に襲われたすることになっている。との記録があり、「危輪島市は五年前の能 機感強い」（同）と



想定外 議論見守る

説明する。石川県が地域防災計画で想定する地震は、①大聖寺の地震（M7・0）②加賀平野の地震（M7・0）③巨知の地震（M7・0）④能登半島北方沖の地震（M7・0）⑤能登半島東方沖の地震（M7・8）の五パターン。保安院の言う運動地震が万一起きれば、M8級の地震になるとの試算もあるが、県は連動地震を現行計画で想定している。県計画の「（危機管理課）と水区域図を見直す中困惑しつつ北電の検討で、地震想定も見直していることを明らかにした。近く公表する。

北電、新手法で再検証も

北陸電力は、保安院が手法で検証する。検討を指示した活断層の北電が想定している志賀原発の最大の揺れは六に、これまでの自らの調査で否定する結論がある。北電は北西沖に社調査で否定する結論がある。北電は北西沖に社調査で否定する結論がある。北電は北西沖に社調査で否定する結論がある。

原発耐震性に自信

動した場合の影響を簡便な「応答スペクトル」という手法で計算済みで、発生する地震の最大規模はM8・1、志賀原発での揺れは二五二だった。北電は「断層モデルで検証しても六〇〇に満たない」と言っている。保安院は「説明の時間が足りない」と認めておられる。保安院は「説明の時間が足りない」と認めておられる。

石川県危機管理監室の担当者は「保安院の見解は十分確認しないと何も言えない」と言いつつ、津波想定復